

# 平成27年度 9月期 居宅介護支援部会記録

日 時	場 所
平成27年9月28日(月) 午後6時～8時10分	足立区役所13階 会議室
出席者	
居宅支援事業者 69社 82名参加 その他 CMAT 2名参加	地域包括支援センター 16センター 20名参加 足立福祉事務所 援護課高齢援護係 係長 渡辺 一郎氏
本日の次第	
1. 部会長あいさつ 居宅介護支援部会 部会長 鶴沢氏 (ハートぽっぽ)	
2. 成年後見制度の活用とケアマネジャーの役割	
3. 事務連絡	
部会の内容	
1. 部会長あいさつ 居宅介護支援部会 部会長 鶴沢氏 (ハートぽっぽ)	
東京訪問看護ステーション協議会 城東北ブロックのアンケートへのご協力ありがとうございました。今年は、関係諸団体と連携を深めていく。	
9月30日(水) 地域包括ケアシステム推進会議が開催されます。 サービス事業者連絡協議会から4名の出席依頼があり、居宅支援部会・訪問介護部会・通所介護部会・訪問看護部会が出席。(福祉用具と訪問入浴は参加なし) 今後、部会にて報告していきます。	
2. 成年後見制度の活用とケアマネジャーの役割 援護課高齢援護係 係長渡辺 一郎氏	
①データからみる成年後見	
平成26年 申し立て件数は34,373件 後見:27,515件 保佐:4,806件 補助1,314件	
申立人と本人の関係で、一番多いのは、子:10,968件 二番目に多いのは、市区町村長:5,592件 であり、増加となっている。	
本人の男女別・年齢別割合では、男女とも、80歳以上と70歳代を合わせて半数以上になる。申し立ては、統合失調症など若い人もいる。	
申し立ての動機は、郵便局や銀行や株など、預貯金等の管理・解約が、28,358件。介護保険契約(施設入所等)が12,237件。	
成年後見人等と本人の関係では、昔は、8割が親族であったが、現在は、専門職である司法書士や弁護士が増えている。	
後見制度支援信託⇒信託財産は平均3600万円。 日常的な支払の金銭を後見人が管理して、通常使用しない金銭を信託にする仕組み。	
市民後見人について、足立区は社会貢献型後見人といっている。	
②成年後見制度の本人・親族申立費用を助成する⇒申立費用・切手代・診断書作成料・鑑定費用。	
本人が申し立てをする場合は住所要件・経済要件あり。親族の方が申し立てをする場合は親族が住民税非課税。	
後見人の後見報酬費用を助成する⇒後見人が活動した費用。月20,000円以内。	
③事例から見た後見制度の活用	
1例め…お財布は一緒だったのに… 2例め…自宅に住み続けたい！一人暮らし高齢者	
支援過程のなかで、2事例とも後見制度を勧めたケアマネジャーや地域包括へ家族の強い不信が向けられたり、関係が悪くなってしまった。	
ケアマネジャーによる金銭管理支援は許されるのか？⇒具体的な状況 (あり・望ましくないがダメともいえない・そろそろ危ない・悩ましい)	
適切な金銭管理支援が否かの判断のポイント	
①本人の判断能力低下の程度 ②本人の生活全般を把握していて敵的な訪問している親族か？ ③やむを得ない支援、その内容を話し	
③やむを得ない支援、その内容を、介護チームの中で合意されているか？④成年後見制度等への結びつける努力を続けている。	
成年後見制度の今後⇒障がい者権利条約によって、条約が批准されたら、成年後見制度の改正が始まる可能性が高い。	
事例) 訪問販売で不必要な布団を購入した高齢者、貯金がなくなった。消費者センター等の相談を嫌がっている…息子には言わないで…。	
⇒それでも、そのままほっておくわけにはいかない。今後の生活が成り立たなくなってしまうことを伝えていく。	
⇒本人へ「だめじゃない！」「なんでこんなことしたの？」等否定的なことをいうのではなく、気づきの質問をしていく。	
身寄りのない高齢者支援事業⇒A手続きB郵便物等管理C生活状況の確認等の支援 事業の定期評価会議を通じて成年後見へつなぐ。	
会場からの意見…部会は本来管理者・事業者向け。ケアマネの仕事は個人ではなく事業者として行っており運営基準や法令遵守がある。	
ケアマネのやむを得ない金銭管理というのは、いかがなものか？ そうしないためにどんな方法があるかを探っていくことが必要なのではないか？	
3. その他・事務連絡	
今回は、協議会全体で、合同開催。10月29日(木) 時間は決定次第お知らせします。会場はギャラクシティ3階多目的ホールです。	
内容は、協議会法律相談窓口設置について 講演及びパネルディスカッションです。	